

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
20230202	西国バス有限会社(法人番号 5240002026741) 代表者小林静香	広島県広島市安佐北区白木町井原字上新宮1577番1	本店	広島県広島市安佐北区白木町井原字上新宮1577番1	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」)第9条の2第1項及び法27条第3項	令和4年4月21日及び同年6月9日、重傷事故を端緒として監査を実施。9件の違反が認められた。(1)運賃料金事前届出・運賃料金変更事前届出違反(法第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)乗務時間等告示の遵守違反(運輸規則第21条第1項)、(4)点呼の記録事項義務違反(運輸規則第24条第5項)、(5)乗務等の記録事項義務違反(運輸規則第25条第2項)、(6)運行指示書の記載事項義務違反(運輸規則第28条の2第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(8)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(運輸規則第38条第1項)、(9)特定の運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)	8	8
20230228	有限会社芸州観光(法人番号 6240002027565) 代表者児玉壘	広島県東広島市西条町田口451番地9号	志和営業所	東広島市志和町志和西10588-20	文書警告(処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)による)	道路運送法第15条第3項(以下「法」)	令和4年11月8日及び令和5年1月27日、継続監視の監査対象であることを端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。事業計画の事前変更届出違反(法第15条第3項)	1	1